

南城市情報化基本計画(概要版)
平成 21 年度～平成 23 年度

平成 21 年 3 月

情報推進課

目次

情報化計画策定にあたっての基本事項

(1) 背景	1
(2) 平成 20 年度までの情報化の取組み	1
(3) 計画策定期間	1
(4) 情報化計画の基本的な考え方	1
1. 地域情報化の現状及び情報化方針	
1.1 産業振興	
1.1.1 情報通信産業に係る企業の誘致	2
1.1.2 農水産物のインターネット販売	3
1.1.3 地域共同ポータルサイトの構築	4
1.2 観光産業	
1.2.1 観光総合ポータルサイトの構築	5
1.3 健康・福祉	
1.3.1 子育て情報提供システムの構築	6
1.3.2 高齢者・子供見守りネットワークの構築	7
1.4 教育・文化	
1.4.1 市民の情報リテラシー教育支援	8
1.5 地域内外の相互理解深耕	
1.5.1 デジタルアーカイブの構築	9
1.6 市民ニーズに準じた行政サービス	
1.6.1 自動交付機の導入	10
1.6.2 コンビニ収納の導入	11
1.6.3 市民サービスコールセンター構築	12
1.6.4 公金クレジット決済	13
2. 行政内部の情報化に関する現状と情報化の方針	
2.1 電子自治体の推進	
2.1.1 公有財産台帳の構築	14
2.1.2 公共施設の地デジ対策	15
2.1.3 基幹系システムのリプレース	15
2.1.4 基幹系・情報系ネットワークの統合	16
2.1.5 情報系システムのリプレース	17
2.1.6 認証方式の見直し（生体認証方式の導入）	17
2.1.7 情報資産管理・監視システムの見直し	19
2.1.8 勤怠管理システム、入退室管理システムの見直し	20
2.1.9 サーバ統合	21
2.1.10 法定外公共物管理台帳構築	21
2.1.11 沖縄マップセンターへの参画	22
2.1.12 電子入札システムの構築	23
3. 小中学校における情報化に関する現状と情報化の方針	
3.1 教職員用パソコンの整備	24
3.2 教育における ICT の活用促進	24
3.3 学校における備品台帳の電子化	25
3.4 メールマガジンの構築	25

情報化計画策定にあたっての基本事項

(1) 背景

社会の構造変化により、国は地方自治体に多くの権限と責任を委ねる地方分権化を進めるとともに、健全な行財政運営への体制作りを求めている。

南城市においては、職員の人員定数削減を進める一方、行政の多様化・高度化・専門化が進む中で、市民への質の高い行政サービスを継続的に提供できる組織変革や仕組み作りを行っている。本計画の策定にあたっては、内部事務の高度化による電子自治体の推進と、市民の声を取り入れながら、「ICTを活用したまちづくり」について検討を行い、南城市の身の丈に合った情報化推進のための計画を検討した。

情報化基本計画は、市の情報化を推し進めていくための指標となるものだが、外部要因（社会情勢）及び内部要因（財政事情等）によって適宜見直していくものとする。

(2) 平成 20 年度までの情報化の取組み

平成18年1月の4町村合併に伴い、各庁舎を結ぶ情報ネットワーク基盤を構築した。また各字の公民館を中核とした放送設備の改善を行うとともに、登録された方の携帯電話やパソコンのメールへ文字や音声での情報配信を行っている。

また、離島である久高地区においてもネットワークが構築されたことにより、高速なインターネットの利用が可能となった。

(3) 計画策定期間

平成 21 年度～平成 23 年度（3 年間）

(4) 情報化計画の基本的な考え方

(1) 南城市の身の丈にあった情報化を進める。

- ①南城市の情報化は、情報化に対する緊急性、問題の大きさ及び市民サービスへの貢献度の視点で優先施策を検討する。
- ②情報化には制度や仕組みの改革、職員や市民の意識改革を伴う。制度や仕組みづくりにおける容易性も考慮する。
- ③国は「e-Japan 戦略」以降「電子自治体の構築」を推し進めているが、市の情報化への支出には限界がある。そのため、国の政策どおりのスケジュールでは情報化の実現は難しい。

(2) 南城市の特徴を生かした情報化を進める。

南城市の人口規模、産業構造、地理的条件、歴史文化などを生かせる情報化を計画する。地域の抱えている課題や南城市の状況に応じた情報化計画を検討する。

2. 地域情報化の現状及び情報化方針

1.1 産業振興

1.1.1 情報通信産業に係る企業の誘致

1. 事業の概要

情報通信産業の誘致。

2. 方針

- ①南城市の美しい自然と調和できる産業を誘致するものとし、大規模な土地開発を行わない。
- ②企業誘致場所として、大里南小学校跡地の利用を検討する。
- ③平成 22 年度中の大里南小学校の移転計画に基づき、誘致時期は 23 年度以降で検討する。
- ④景気の動向に留意して計画を策定する。

3. 必要性又は期待できる効果

市内に情報通信産業を誘致することで、雇用創出による若者の定住化と、地域経済の活性化による財源の増加が見込める。

1.1.2 農水産物のインターネット販売

1. システムの概要

農水産物のインターネット販売システムを構築する。

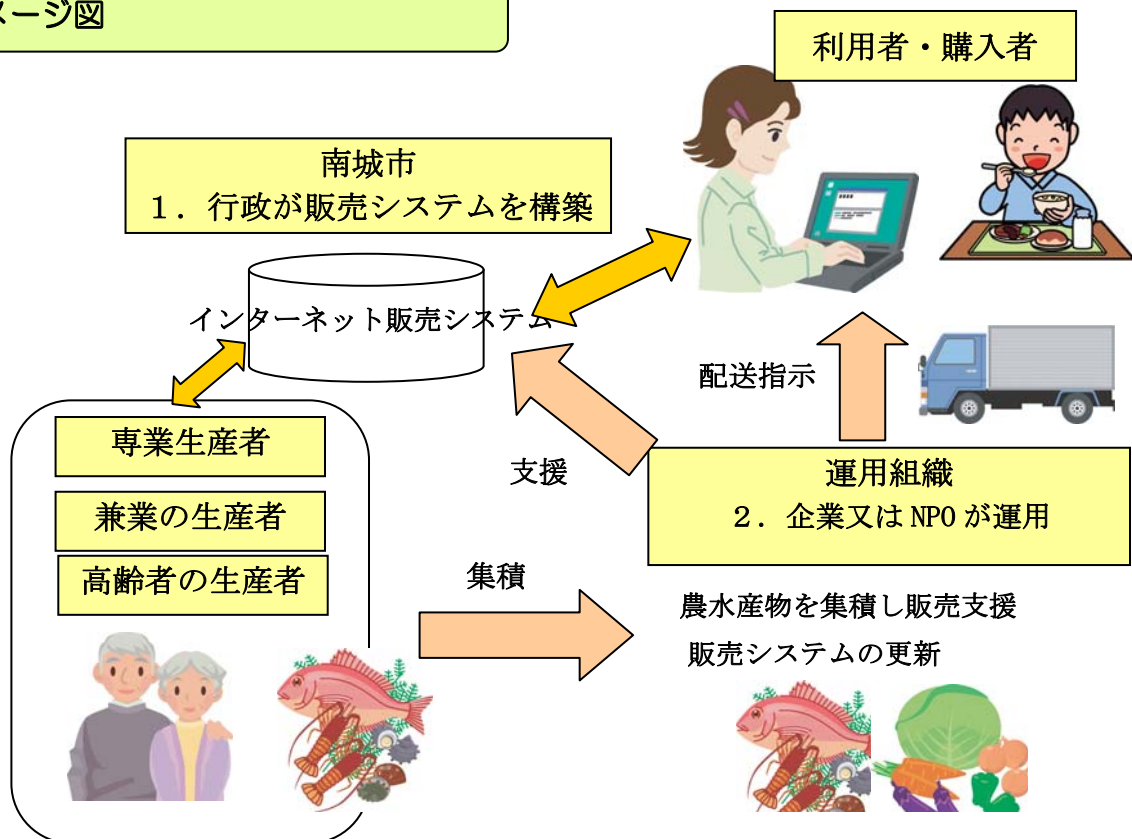
2. 方針

- ①農水産物のインターネット販売は、市がインターネット販売システムを構築し、民間企業又はNPO法人が運用する「公設民営」方式とする。
- ②南城市の目指す農水産産業を育成する方針と「相違」が生じ無いことが重要である。そのため、市は可能な範囲で運用組織を支援し運用組織との政策面での連携をとれるしくみとする必要がある。
- ③企業又はNPO法人の運用に係る費用は、「インターネット販売」に参加する農水産産業に携わる事業者の会費又は販売金額の一部を運用組織に支払うなどの方式が考えられる。
- ④将来的には「地域共同ポータルサイト」の機能に統合していくが、まず農水産物のインターネット販売が可能なシステムとして構築する。
- ⑤導入時期は24年度以降とする。

3. 必要性又は期待できる効果

生産者の高齢化や兼業農家の増加により、少量生産者が増加している。インターネットによる販売を用いることで、生産者が消費者へ直接販売できるので、少ない生産量でも農水産物を販売できる可能性がもてるようになる。

イメージ図



1.1.3 地域共同ポータルサイトの構築

1. システムの概要

南城市の農水産及び商工・観光等に係る「地域共同ポータルサイト」を構築するとともに、運用の仕組みを整備する。「地域共同ポータルサイト」は、情報の発信、情報の交流、情報共有機能を有するものを構築する。

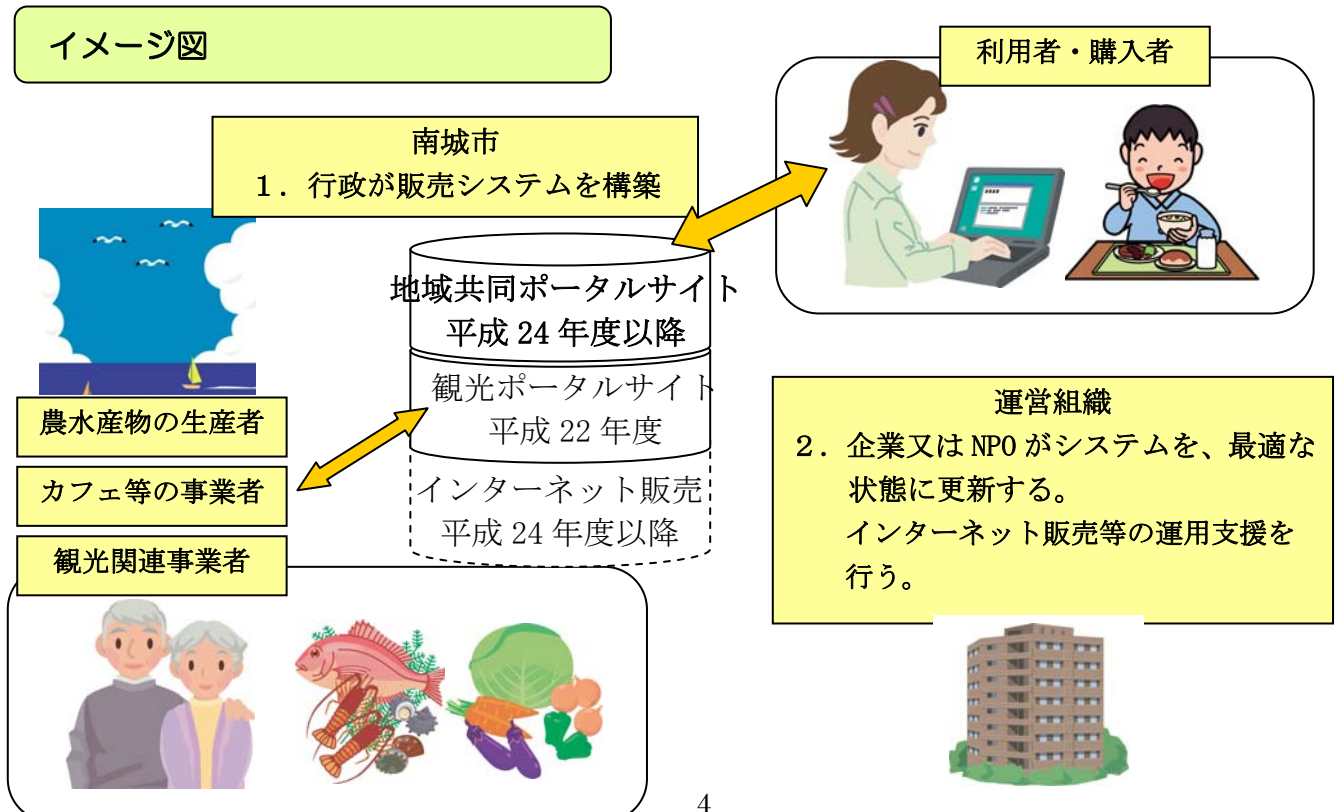
2. 方針

- ①「地域共同ポータルサイト」は、市が構築し、運用は民間企業又はNPO法人等による「公設民営」方式とする。
- ②運用費用は、「地域共同ポータルサイト」に参加する農水産業に携わる事業者の会費等によって賄うなどの方式とする。
- ③平成24年度以降に予定する「インターネット販売」機能は、「地域共同ポータルサイト」に統合していくが、まず「地域共同ポータルサイト」は、情報の発信、情報の交流、情報共有機能をもつサイトとして構築する。
- ④導入時期は平成24年度以降とする。

3. 必要性又は期待できる効果

- ①「地域共同ポータルサイト」により南城市の農水産業や生産物情報をまとめて配信を効果的に行える。
- ②農水産や商工・観光に係る情報がまとまることで、利用者からの情報へのアクセス性が増すため、利用者に対する情報の伝達力が増す。

イメージ図



1.2 観光産業

1.2.1 観光総合ポータルサイトの構築

1. システムの概要

「なんじょうナビ!」、「がんにゅう駅」、「心身の再生と復活の巡礼路」、「南城ナビ ムービーコンシェルジュ」、「東御廻り.com」などの観光情報サイトを統合し、観光総合ポータルサイトとして再構築するとともに、観光客とブログによる交流基盤を有するものとする。

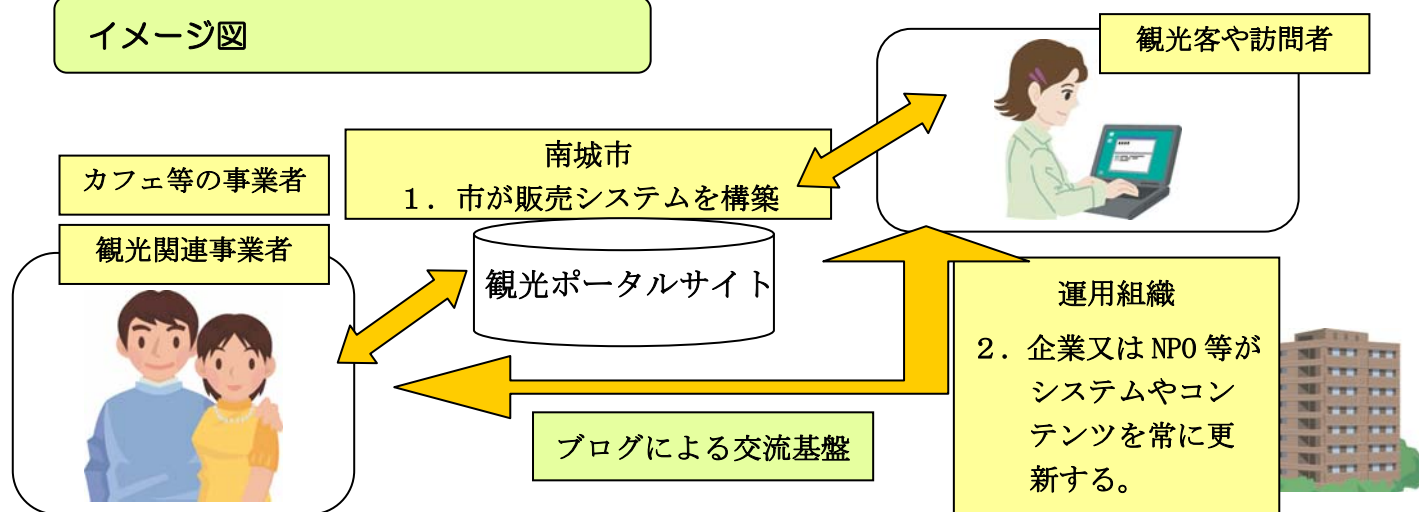
2. 方針

- ①「交流基盤を有する観光総合ポータルサイト」は、観光客とのコミュニケーションが可能となり、一過性の観光に終わることなく継続的な交流が可能となり「南城市ファン」作りにつながる。
- ②「交流基盤を有する観光総合ポータルサイト」は、市がシステムを構築し、運用は民間企業又はNPO法人等による「公設民営」方式とする。
- ③運用費用は、「交流基盤を有する観光総合ポータルサイト」に参加する農水産業及び観光産業に携わる事業者の会費等によって賄うなどの方式などが考えられる。
- ④「交流基盤を有する観光総合ポータルサイト」を先行して構築するが、次ステップでは、前出の「地域共同ポータルサイト」へ組み込む。
- ⑤導入時期は、平成22年度とする。

3. 必要性又は期待できる効果

- ①「交流基盤」を活用した観光客と観光関連事業者との心のふれあいができるので、新規顧客の獲得やリピート客が増すものと期待できる。
- ②「交流基盤」を活用した観光総合ポータルサイトによる情報の質を向上できる。
- ③観光振興のために、従来の観光ガイドブックと観光ポータルサイトとのメディアミックスによる相乗効果が期待できる。
- ④観光関連サイトを一元管理することによる事務の効率化が図れる。

イメージ図



1.3 健康・福祉

1.3.1 子育て情報提供システムの構築

1. システムの概要

子育てに有効な情報の提供、子育て世代同士や世代を超えて「助け合いの場」「相談の場」などの「情報の提供」や「コミュニケーション」が可能なシステムを構築する。

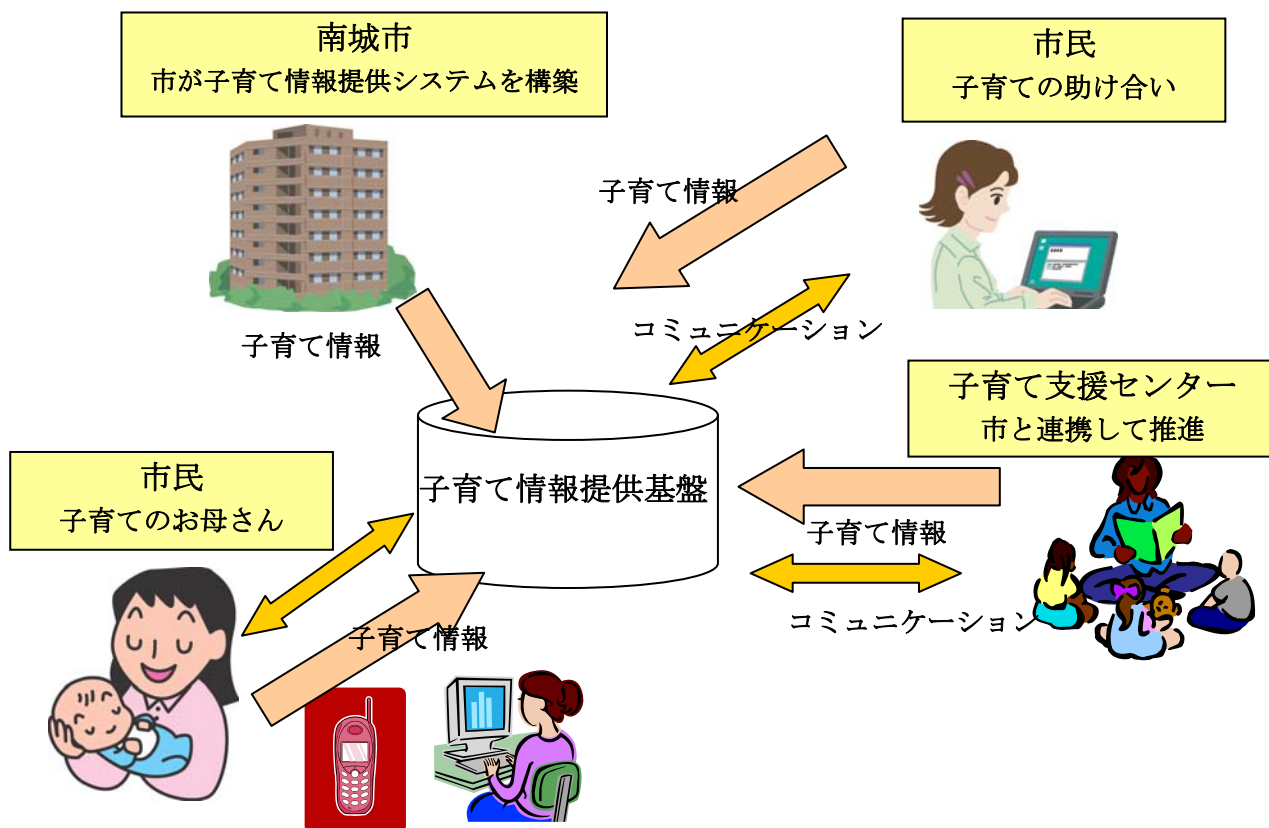
2. 方針

- ①子育てに有効な情報は、市のホームページに掲載するとともに、登録された市民の携帯電話へ必要な情報を配信することで、確実に情報を活用できるようにする。
- ②子育て情報提供システムは市が構築するが、市と子育て支援センターとが連携し運営していく。
- ③導入時期は、平成 23 年度とする。

3. 必要性又は期待できる効果

- ①有効情報やコミュニケーション基盤を利用して、安心して子供を産んで育てられるため、少子化対策が期待できる。
- ②子育て情報がまとまって活用できるので、必要な人が、必要な情報を漏れなく活用することができるようになる。
- ③世代間交流や地域間交流を一層進めることができ、元気で明るい社会づくりの一步となる。

イメージ図



1.3.2 高齢者・子供見守りネットワークの構築

1. システムの概要

認知症の高齢者や子供たちが、チェックポイントを通過したことを自動検知し、通過時間等の情報を関係者に通知する。また、不審者情報、子供の安心・安全に係る様々な情報を保護者等や関係者の携帯電話等に配信できる機能を持つ仕組みを構築する。また、防犯カメラの活用も検討する。

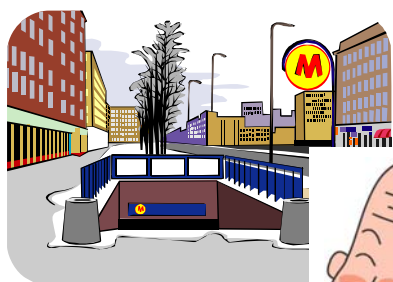
2. 方針

- ①認知症の高齢者や子供たちから危険を遠ざける仕組みや、危険に遭遇した際に確実に対応できる仕組みづくりとする。
- ②プライバシーを守れるシステムとする。
- ③導入時期は、平成24年度以降とする。社会状況や技術動向などを考慮し検討する。

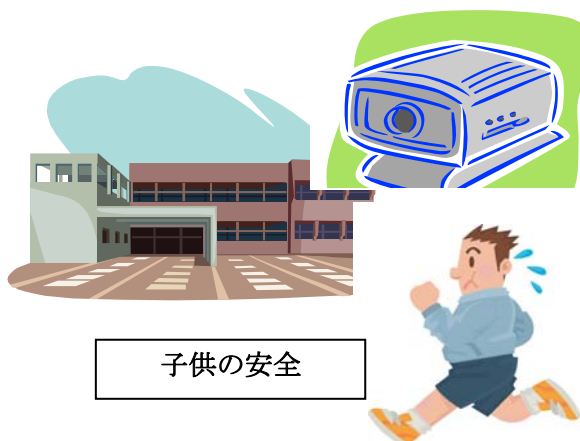
3. 必要性又は期待できる効果

- ①見守りネットワークは、危険の牽制、問題が起こった場合の追及が期待できる。
- ②人が対応しきれない部分をシステムが補っている。しかし安全を守るのはあくまで地域住民や一人ひとりの市民の力による。

イメージ図



高齢者の徘徊



子供の安全

- ◆通学路やまちの特定地点を通過したら関係者に通知する。
まちの中のチェックポイントや校門を出入りすると、関係者に通知する。
- ◆防犯カメラによる監視を行う。
- ◆不審者情報を保護者等の関係者へ配信する。

1.4 教育・文化

1.4.1 市民の情報リテラシー教育支援

1. システムの概要

市民、団体や事業者が積極的にホームページやブログ等を活用できるように、市は情報リテラシー教育の基礎づくりを支援する。ただし次ステップでは、市民自らが継続的に他の市民等へ教育を実施できる仕組みと体制を構築する。

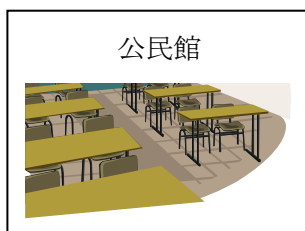
2. 方針

- ①市民、団体や事業者が積極的にホームページやブログ等を活用できるようにするため、市は市民等に情報教育を実施する。ただし、市が継続的に情報教育を行うことには限界があるため、市民が他の市民へ教育を継続的に実施できるようにする。市は情報リテラシー教育の基礎づくりを支援する。
- ②市民への情報リテラシー教育の「場」は、公民館等を積極的に活用する。
- ③団体や事業者のホームページやブログが、市のホームページとリンクを張れるようにする。
- ④導入時期は、平成 21 年度～とする。

3. 必要性又は期待できる効果

市民等が積極的に地域情報をインターネット等で発信することで、市民の視点で南城市の様々な魅力を読者に伝えることができる。

イメージ図



第 1 ステップは、市が教育支援を行うが、受講者が他の市民へ教育していく。



第 2 ステップは、パソコンやインターネットに関する教育を、市民が市民へ教えていく。教育の輪を広げる。

1.5 地域内外の相互理解深耕

1.5.1 デジタルアーカイブの構築

1. システムの概要

郷土の有形及び無形文化財及び報告書や資料等の情報をデジタルアーカイブとして蓄積しインターネット経由で活用できるデータベース閲覧システムを構築する。

写真又は動画、行政の公開情報や報告書のサマリーをデジタルアーカイブとしてインターネット上に掲載する。完全なコンテンツは電子図書室で閲覧・利用できるものとする。デジタルアーカイブは、多くの人に Web 経由で閲覧・利用してもらうようにする。

2. 方針

- ①郷土の有形及び無形文化財及び報告書や資料等をデジタル化し Web で配信を行う。
- ②将来的には、デジタルアーカイブ、電子図書を収蔵している電子図書室は、電子公文書館へ発展させていく。まず、デジタルアーカイブで所蔵している資料や市の情報公開情報、報告書などを電子化してインターネット経由で市民に活用してもらえるシステムを構築する。
- ③導入時期は、平成 22 年度～とする。

3. 必要性又は期待できる効果

- ①歴史や伝統芸能等を活用し共有財産として管理することで、市内外の人々との相互理解が深まる。
- ②伝承者の減少で多くの貴重な文化遺産が消えていく懸念がある。貴重な文化や伝統を後世に伝えていくことができる。
- ③少ない財政負担で貴重な共有財産を記録化し活用することができる。

イメージ図

デジタルアーカイブ

郷土の有形及び無形文化財及び公開可能な公文書、報告書や資料等をデジタル化し、それらの概要版をインターネット経由で活用できるように整備する。

例：公開可能な情報として、市の広報、市勢要覧、総合計画や各種計画書、報告書など

電子図書室

一般図書及び郷土の有形及び無形文化財及び公開可能な公文書、報告書や資料等をデジタル化し、写真又は動画、電子書籍などのコンテンツが完全版として活用できるように整備する。また高品質の情報を見ることができるよう整備する。

電子公文書館へ発展させていく

1.6 市民ニーズに準じた行政サービス

1.6.1 自動交付機の導入

1. システムの概要

印鑑登録証明書や住民票などの証明書類が自動交付機から取得できる仕組みを構築する。

2. 方針

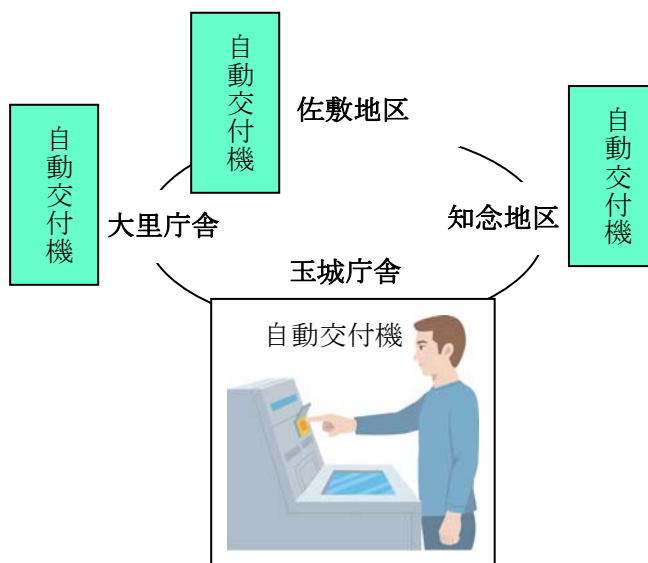
- ①自動交付機で発行する証明書の種類は、段階的に充実させる。
当面对応する証明書の種類は、印鑑登録証明書や住民票など、証明書発行に際して窓口での相談の必要がなく証明書発行が可能なもので、かつ発行枚数が多いものを対象とする。戸籍などは窓口での相談が伴うため、自動交付機による対応は当面行わない。
- ②当面は市民カード(磁気カード)のような安価で個人認証レベルの低いカードを用いることとし、住基カードでの取り扱いは行わない。
- ③当面は那覇市、南風原町、与那原町、西原町などとの広域交付サービスは行わない。自動交付機による証明書発行が夜間でも可能となることから、広域交付の効果が少ない。
- ④導入時期は、平成 22 年度とする。

3. 必要性又は期待できる効果

- ①住民票と印鑑登録証明発行により市民の利便性が向上する。
- ②サービス時間の拡大により市民の利便性が向上する。
- ③大里地区(庁舎)、玉城地区(庁舎)、知念地区(例:がんじゅう駅)、佐敷地区(土日でも市民が抵抗なく入りやすい施設)にそれぞれ1台ずつ設置することで、市民は証明書の取得が容易になる。
- ④基幹系システムの入替え時期に合わせた、自動交付機の導入によるコスト削減を図る。

イメージ図

1. 取扱証明書は、印鑑登録証明書や住民票から開始する。
2. 認証カードは、市民カード(磁気カード)を用いる。
3. 効果は、時間外や土日・祝祭日でも自動交付機で証明書類が取得できる。
4. 設置個所は、玉城庁舎、大里庁舎、佐敷地区、知念地区の4か所からスタートする。



1.6.2 コンビニ収納の導入

1. システムの概要

24時間・365日営業を行っているコンビニエンスストアでの納付を可能とすることで、市民の支払機会が大幅に増し、市税等の収納率を向上させることができる。

2. 方針

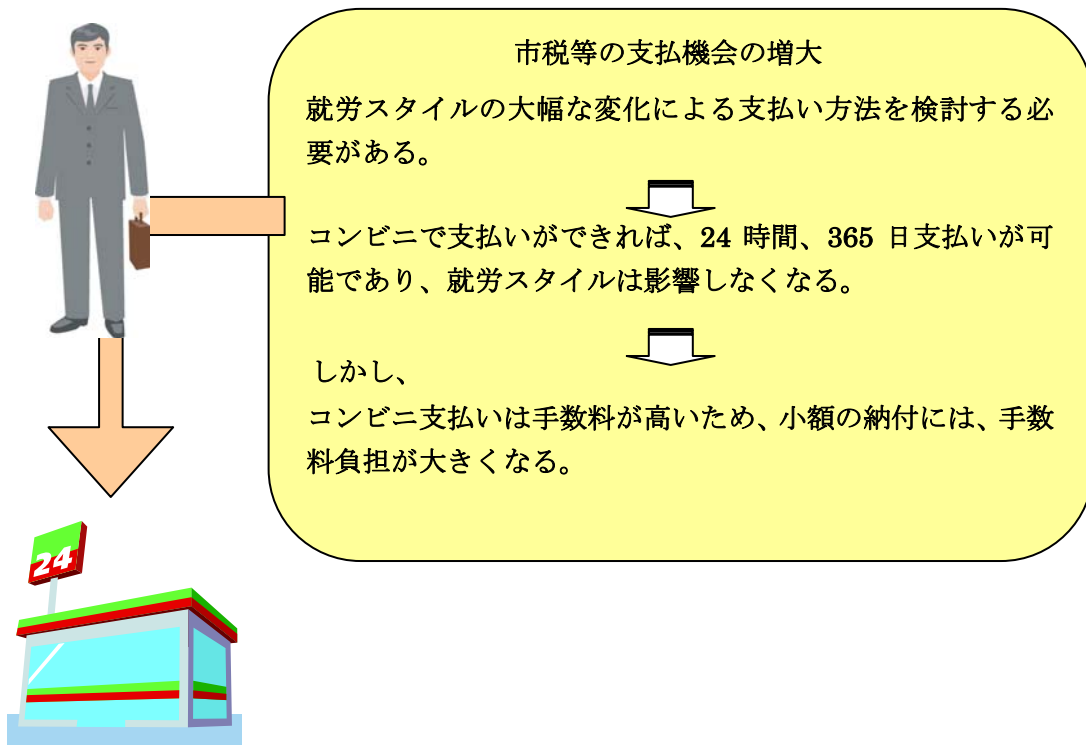
- ①納付手段として、従来の方法以外にコンビニ収納も合わせて検討する必要がある。ただし、クレジット決済は将来の検討事項とする。
- ②導入時期は、平成22年度とする。

3. 必要性又は期待できる効果

納付者の支払い時間帯の大幅な広がりによる収納率の向上が期待できる。
コンビニエンスストアは、24時間・365日営業を行っているので、いつでも納付が可能である。

イメージ図

役所の窓口、銀行窓口、自動引き落としの他の手段として、コンビニ収納を検討する。



1.6.3 市民サービスコールセンター構築

1. システムの概要

行政によるコールセンターは、市民へ連絡・案内、催告などの必要が生じた場合にタイミングよく案内を行なうことが可能となる。また、電話による簡単なアンケートを取ることも可能となる。

コールセンターの運営を民間事業者へアウトソーシングすることで、効率的で経済的な運営が可能となる。

- ア) コールセンターによる電話催告業務
- イ) 受診率向上を狙ったコールセンターによる健診案内
- ウ) コールセンターによる簡易アンケートの実施

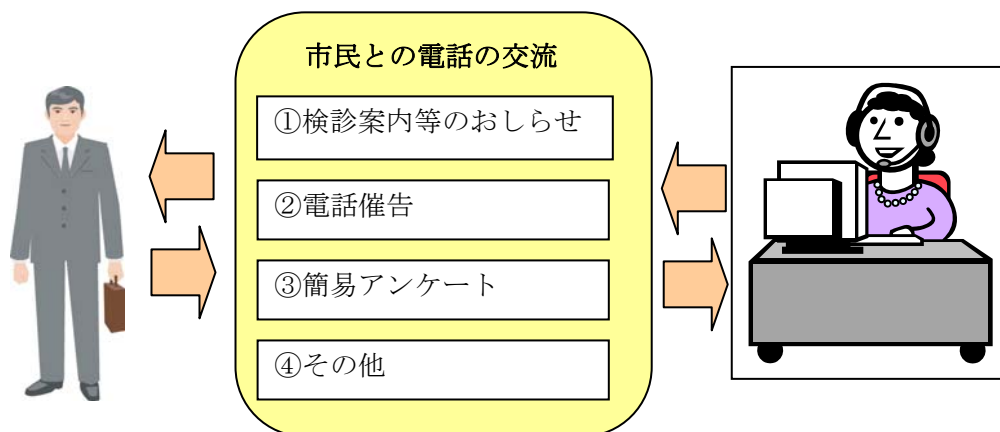
2. 方針

- ①職員でなくても対応できる業務を民間事業者のノウハウを活用しアウトソーシングする。
- ②コールセンターを様々な業務に活用し採算性を向上させる。ただし導入の判断は、他市町村の収納等の向上実績を評価したうえで決定するものとする。
- ③導入時期は、平成 22 年度とする。

3. 必要性又は期待できる効果

- ①コールセンターを利用して市民に周知することで、「収納率向上」が期待できるが、電話催告業務とコンビニ収納とを併せることで、より収納率向上が期待できる。
- ②民間に任すことができる業務は、民間のノウハウを活用して効率良く処理ができる。
- ③電話催告業務以外に副次的な利用が可能となる。
電話催告時に他のメッセージを伝えることができる。

イメージ図



双方向のコミュニケーションが可能になる。

1.6.4 公金クレジット決済

1. システムの概要

税金等のクレジット決済の導入の検討となる。

固定資産税、市民税、軽自動車税、国民健康保険税、保育料、水道料、下水道使用料、料金の支払いとしては各種施設使用料、各種手数料等に対してクレジット決済が法的に可能となった。

2. 方針

- ①クレジット決済は当面は実施しない。
クレジット決済は、コンビニ収納等の成果が出た後の検討とする。
- ②現状では、自動引き落としの活用を推進する。
- ③導入時期は、平成 24 年度以降とする。

3. 必要性又は期待できる効果

- ①「市役所や銀行窓口に行かなくても納付することができる。また自分の都合のよい時間に納付することができる。休日を含めて 24 時間自宅で支払いができるなどの点に納付者の利便性が他の納付方法に比べ格段に向上する。
- ②地方税等の徴収にかかわる合理化や効率化を推進することができる。
- ③収納率向上による市税の収入確保ができる。

イメージ図



(課題)
カード会社に支払う手数料料率が 1%と高額である。

2. 行政内部の情報化に関する現状と情報化の方針

2.1 電子自治体の推進

2.1.1 公有財産台帳の構築

1. システムの概要

平成 21 年秋以降導入される新公会計に適応するように公有財産台帳を整備する。財務諸表との整合性、正確性が確実に行われるように整備する。

2. 方針

- ①公有財産台帳は、当面は表計算ソフトで整備するが、新公会計に対応する財務会計システムの更新時に財務会計システムへ組み込んだ管理に移行する。
- ②すべての公有財産を網羅する公有財産台帳を整備することを基本とするが、財産管理として他の手段が適切な公有財産については、その手段によることとする。
例：法律によって作成が義務付けられている道路台帳などや道路、河川等のインフラ資産にかかる評価については、取得原価などを活用した簡便な方法を採用することとする。
注：法定外財産台帳は別に管理する。
- ③公有財産台帳は、財務会計システム（平成 22 年度にシステムを更改予定）の管理項目として機能できるように整備するが、決算システムや決算統計等の公表システムとデータの連携ができるように整備する。
- ④導入時期 平成 20 年度～公有財産の整備などを進めている。

3. 必要性又は期待できる効果

- ①現状の台帳は紙台帳で新公会計に適応できない。
- ②財務会計システムと公有財産台帳とを連動して管理することで、業務効率を向上させることができる。

2.1.2 公共施設の地デジ対策

1. システムの概要

日本は世界最先端の ICT 国家として高度な情報通信基盤を構築し、その効用を国民が享受できることを目指している。そのためには、通信と放送の融合を一層進める必要がある。公共施設での地デジ対策を行う。

2. 方針

- ①平成 23 年（2011 年）7 月でアナログ放送が終了する。行政及び教育委員会の地デジ対策は平成 22 年 12 月までに完了しなければならない。
- ②市民や民間等の地デジ対策は、市民や民間等の受益者負担を原則とする。
受信側の対策としては、ア)戸建て住宅の直接受信、イ)集合住宅の共聴施設、ウ)受信障害対策の共聴施設が考えられる。
- ③行政の建設物などの影響によって、市民等の家屋で受信ができない場合の対応は行政が行う。
(現在のアナログ放送の場合、大里庁舎のビル陰による共聴施設対応を行っている家屋が数件ある。)
- ④実施時期は、平成 21 年度～とする。

3. 必要性又は期待できる効果

- ①地デジ対策は平成 22 年 12 月までに完了しなければならない。

2.1.3 基幹システムのリプレース

1. システムの概要

合併時に導入した基幹システムは、合併後 4 年が経過しており、平成 22 年度が更新時期となる。

2. 方針

- ①業務効率を向上させるため、基幹システムは現状のクライアントサーバ方式から Web 方式に変更する。
Web 方式にすることで、行政ネットワーク内であれば、どこでも端末を移動して活用することができる。
- ②現状のシステムで管理しているデータを新システムに確実に移行させる必要がある。データの真正性の確認を慎重に行なわなければならない。
- ③導入時期は、平成 22 年度とする。

3. 必要性又は期待できる効果

基幹システムを、現状のクライアントサーバ方式から Web 方式に変更することで、市民税申告や選挙などでの業務で、庁舎以外の公共施設でシステムを利用できるようになる。

2.1.4 基幹系・情報系ネットワークの統合

1. システムの概要

現状は、基幹系と情報系ネットワークは物理的に分離されたネットワークで構成されているため、相互のデータ連携ができない。情報セキュリティを確保して、業務効率を上げるために、基幹系と情報系データの相互利用ができるネットワーク構成に変更する。

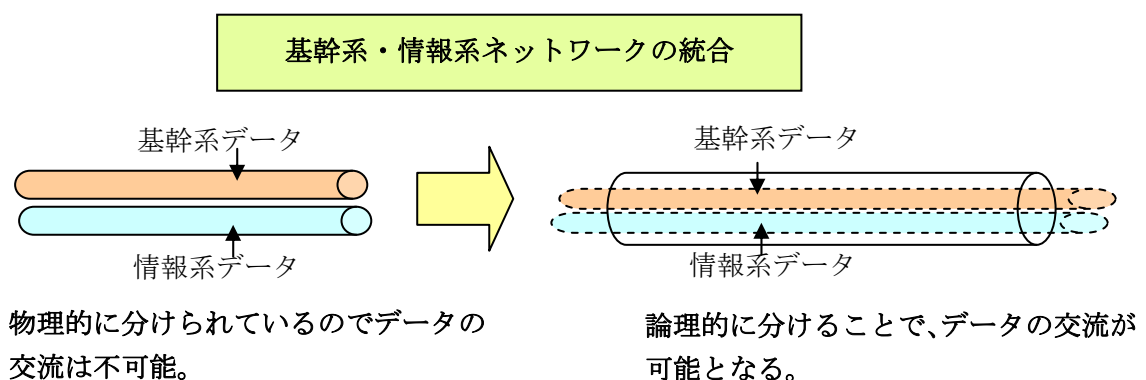
2. 方針

- ①情報セキュリティを確保しながら業務効率を向上させるために、基幹系と情報系ネットワークを論理的に分ける方式にネットワークを切り替える。
- ②導入時期は、平成 22 年度とする。

3. 必要性又は期待できる効果

- ①基幹系と情報系ネットワークを統合することで、業務効率を上げられる。
論理的にネットワークを分離することで、情報セキュリティを確保して、データの連携ができるようになる。
- ②基幹系と情報系ネットワークが連携しデータを共通利用することができるので、基幹系システムによって更新されたデータは即時に他の情報系システムに反映できるため、データの不具合が起らない。
- ③ネットワークが一元化されるため、システムの保守管理が容易になる。
- ④基幹系パソコンと情報系パソコンの共有が可能となり、業務効率や機器の有効活用が可能となる。

イメージ図



2.1.5 情報系システムのリプレース

1. システムの概要

合併時に導入したシステムは、合併後4年が経過しており、平成22年度が更新時期となる。情報技術革新が進んでおり、既存システムを見直して現状で最適なシステムに更新する。

2. 方針

- ①既存システムの見直しは、勤怠管理システム、ファイルセキュリティ認証システム、情報資産管理システムなどを対象とする。
- ②現在使用しているグループウェアは、職員間のコミュニケーションや情報共有等に効果を発揮している。他のシステムに変更した場合、職員の業務効率に障害を与える可能性があることから、現状システムの変更は行わない。
- ③導入時期は、平成22年度とする。

3. 必要性又は期待できる効果

技術進歩により、経済的メリットがある優れたシステムを導入することが可能である。システムの更新時期に合わせてより経済的で操作性の良いシステムに変更することは、業務効率の向上に貢献する。

2.1.6 認証方式の見直し（生体認証方式の導入）

1. システムの概要

個人認証は情報システムを運用する上で「要」の技術である。現状はICカードとパスワードで認証しているが、認証を強度でより確実なものに変更することが必要となっている。その一つが生体認証方式である。生体のユニークな特徴を認証とする方式であるので唯一無二の認証となる。そのため基幹系ネットワークや情報系ネットワークの統合には欠かせない技術となる。

2. 方針

- ①認証方式を、現状のICカードとパスワードを組み合わせた認証方式から、静脈を使った生体認証方式に切り替える。
- ②導入時期は、平成22年度とする。

3. 必要性又は期待できる効果

- ①ICカードとパスワード方式では、職員の情報セキュリティに対する意識が低い場合、管理が徹底

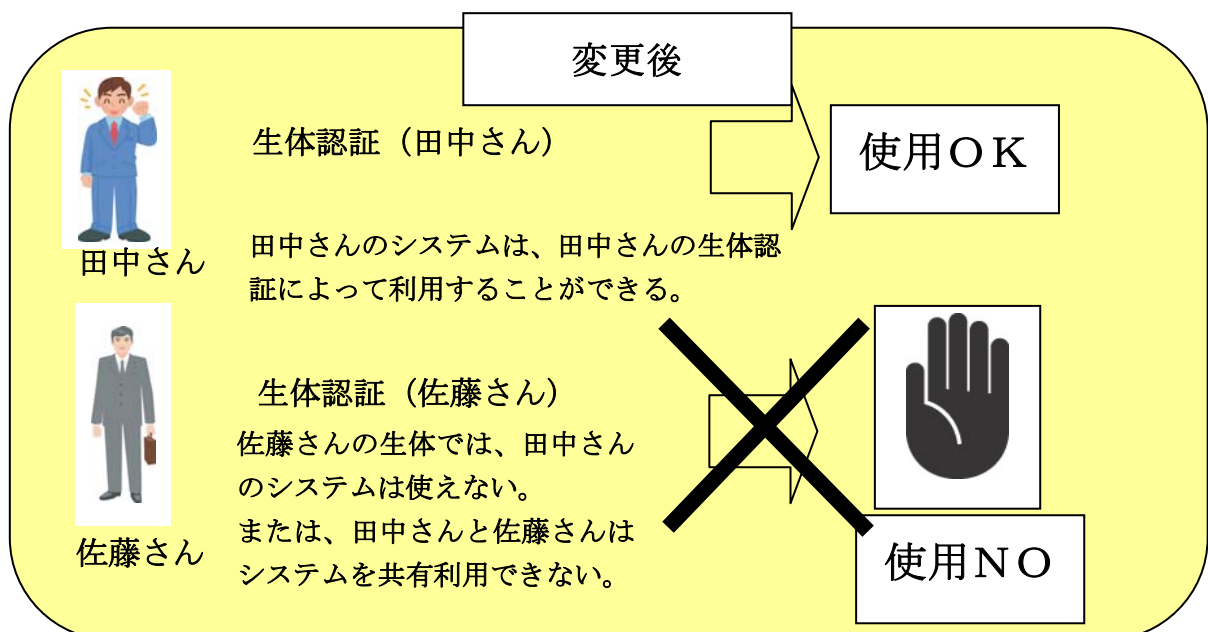
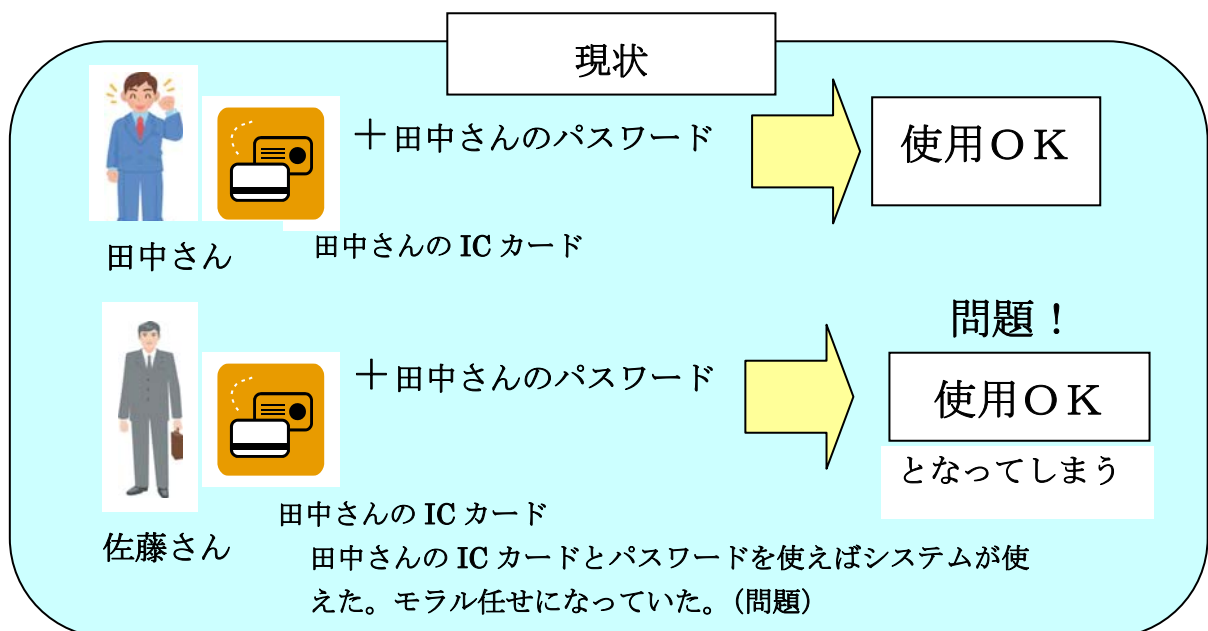
されない欠点があった。職員の情報モラルに依存していたが、生体認証を用いることで、確実に情報セキュリティで決めた手順どおりに実施できるので、セキュリティレベルが向上する。

②導入する生体認証をサーバ認証方式とすれば、情報セキュリティ管理者がサーバ上で設定等の変更ができるので効率性と安全性が向上する。現状はカード毎に変更を行う必要がある。

③さらに、サーバ管理となることで、人事異動や組織変更などの対応がより容易に行えるようになる。

④委託会社の社員の入退室管理にも有効である。サーバ室が大里庁舎にあり、サーバ室への入退室の際に、ICカードを貸し出しているが、実際の入退室者の管理が徹底できていない。生体認証方式を活用することで、情報セキュリティの管理レベルが向上する。

イメージ図



2.1.7 情報資産管理・監視システムの見直し

1. システムの概要

情報資産管理・監視システムの主な機能は、情報系ネットワークにおける情報資産管理及び情報セキュリティ監視機能を有するシステムである。

2. 方針

- ①情報資産管理・監視システムはネットワーク管理においては必須である。継続的に当該機能を有するシステムを活用していくが、ICT 技術の進歩に準じて安価な製品が多くみられるようになった。世の中の技術動向と価格動向に準じた最適システムの導入を図る。
- ②導入時期は、平成 22 年度とする。

3. 必要性又は期待できる効果

- ①情報系及び基幹系ネットワークの統合を検討している。これらのネットワーク統合が実現した場合、情報資産管理・監視システムは、現状の情報系システムの活用のみでなく基幹系システムでも活用できることになる。費用対効果がより顕著になる。
- ②現状と同様の機能であれば、システムのランニング費用を廉価に抑えることが可能となる。
- ③急激な ICT 技術の進歩により性能の向上、ユーザインターフェイスの良好なシステムの選択が期待できる。

イメージ図



情報推進課

1. 情報資産の管理
ネットワークに接続されている PC などのハードやアプリケーションの管理
2. 情報セキュリティ監視
3. 機器の不正接続やアプリケーションの不正導入の禁止
4. アプリケーションのパッチ当て更新
5. その他

各課・各職員の使用している PC 等

2.1.8 勤怠管理システム、入退室管理システムの見直し

1. システムの概要

生体認証を活用し、職員の勤怠及び入退室を管理するシステムである。

2. 方針

- ①合併時に導入した勤怠管理システム及び入退室管理システムの更新を行う。
技術進歩により、現状と同額の費用負担で、機能及び運用上の利便性がより良いシステムの選択が可能となった。業務効率の向上が期待できる最適システムの導入を図る。
- ②生体認証方式に対応したシステムを導入する。
- ③導入時期は、平成 22 年度とする。

3. 必要性又は期待できる効果

- ①勤怠管理システム及び入退室管理システムは生体認証方式を活用することで、より厳密な管理が可能となる。
- ②生体認証方式を用いることで、情報セキュリティ管理者がサーバ上で利用者情報の設定変更等ができるようになる。
異動時に IC カードを情報セキュリティ管理者が回収しカードの設定情報を更新しなければならず、就業期間が限られている臨時職員や嘱託職員では、IC カードの利用は実質的に難しかった。
- ③現状と同様の機能であれば、システムのランニング費用を廉価に抑えることが可能となる。
- ④急激な ICT 技術の進歩により機能の向上、ユーザインターフェイスの良好なシステムの選択が期待できる。

2.1.9 サーバ統合

1. システムの概要

現状のサーバはアプリケーション毎に構築されているが、サーバを仮想化することで複数のアプリケーションを一つのサーバに統合することができる技術の導入を検討する。

2. 方針

- ①アプリケーション毎に構築されているサーバを統合することで、運用費用や管理面の負荷を減らすこと及びダウンサイジングを図る。
- ②サーバ統合に伴って、今後はシステム導入企業等からはソフトウェア等を提供してもらい、市はサーバを提供する方式に変更することになる。
- ③サーバ統合は、合併時に導入したシステムの更新時期に合わせて、平成 22 年 12 月までに完了させる。

3. 必要性又は期待できる効果

- ①サーバを有効に活用できるので、ハードウェアに関する運用費、管理費、保守費用等のコスト削減につながる。
- ②サーバを統合することで、ダウンサイジングが可能となり、サーバ室を有効に活用できるようになる。

2.1.10 法定外公共物管理台帳構築

1. システムの概要

法定外公共物管理台帳は地理情報システム（以下「GIS」と略す）を活用して電子的に構築する。

2. 方針

- ①国から譲渡された里道、水路などの法定外公共物を適正に管理する。市が里道や水路などの売買、市民や企業等への賃貸管理を適切に行えるように GIS で管理する。
- ②GIS を用いて、法定外公共物を管理するためのデータ整備を行う。
- ③実施時期は、平成 23 年度とする。

3. 必要性又は期待できる効果

法定外公共物の貸借管理や売却等の管理が、正しく行えるようになる。
(例：ゴルフ場内に里道があり土地使用料の徴収を行う必要性や、里道上に建設物がある場合などは、里道を買いたいなどの要望があり、法定外公共物を適正に管理する必要がある)

2.1.11 沖縄マップセンターへの参画

1. 事業の概要

沖縄マップセンターでは、沖縄全域の基本図を5年毎に更新することを計画している。各市町村は安価に使用することができるが、縮尺は1/2500の地形図とデジタルオルソ画像（航空写真）のみの更新となる。同センターの地図を活用できるかは、経過を見る必要がある。

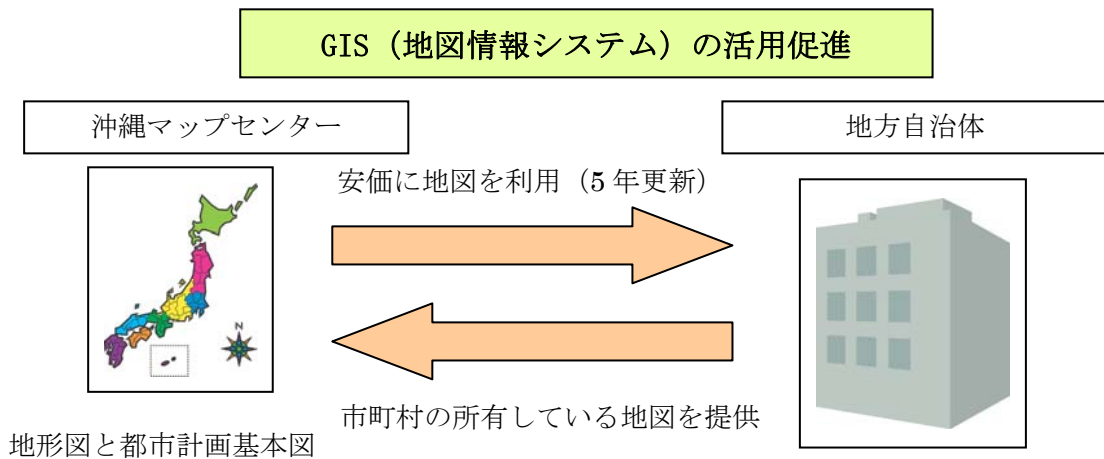
2. 方針

- ①沖縄マップセンターの地図の活用可能性については、沖縄マップセンターにおける地図製作上の制約がある可能性があるため、今後センターから提供される情報を基に、活用できるかどうかを検討する必要がある。
- ②実施時期は、平成24年度～とする。

3. 必要性又は期待できる効果

- ①沖縄マップセンターの地図を活用できれば、地図データの更新を安価に行うことができる。但し、税務評価上、デジタルオルソ画像は3年毎の更新が望ましい。
- ②沖縄マップセンターの地図は、沖縄全土の地図を活用できるため、市を超えた広域業務に対応できるので、広域的活用のメリットが考えられる。

イメージ図



2.1.12 電子入札システムの構築

1. システムの概要

電子入札システムの構築を検討する。

2. 方針

- ①電子入札を行うための行政及び企業等の環境が整っていないため、電子入札システムの導入は当該計画には盛り込まない。
行政内部の環境整備に関しては、例えば、全ての職員が抵抗なく日常的にコンピュータを活用して業務遂行することが最低限必要となる。また、電子化に対応した行政事務の標準化等がなされていないと電子入札システムの導入はできない。
- ②実施時期は、平成 24 年度以降とする。

3. 必要性又は期待できる効果

- ①企業等の情報活用基盤が整った場合は、電子入札による企業の業務効率の向上が期待できる。
- ②南城市商工会は、企業の事務軽減につながるため、電子入札導入を検討してほしいとの意見であった。

3. 小中学校における情報化に関する現状と情報化の方針

3.1 教職員用パソコンの整備

1. 事業の概要

学校教職員が活用するパソコンの整備が進んでいない。教職員用と生徒用パソコンの整備が必要となる。

2. 方針

- ①学校業務の効率向上のために、教職員用と生徒用パソコンの導入を進める。限られた予算の中で、まず教職員数名当たり1台ずつ導入し、段階的に拡充していく方式とする。
- ②当面は、役所でパソコンの3年間の使用期間が終了したものを教職員用として再活用する。できるだけ速やかに1人1台のパソコンを活用できるようにする。
- ③実施時期は、平成20年度～実施している。

3. 必要性又は期待できる効果

- ①パソコンを活用することで、教職員の業務効率を向上させることができる。
- ②パソコンを活用して教材等が作成できれば、他の教職員も教材を共有して活用することができる。教育の質を向上させることができる。

3.2 教育におけるICTの活用促進

1. システムの概要

学校教育のICT活用を進めることで、教育効果を上げることが期待できる。文部科学省の実施した「ICTを活用した授業の効果等の調査」によれば、ICTを活用した教育の場合と活用しなかった場合との比較では、ICTを活用した場合がより教育効果を上げられたとの調査結果が得られた。

2. 方針

- ①国、県及び各種財団法人等が多くの有効な教材を公開している。これらの教材を利用したICT教育を進める。沖縄県では、沖縄県立総合教育センターの提供する教材等がある。
- ②コンピュータ室の活用によるものと、各教室で教材をTVモニター等に映して授業を行う方法などがある。様々な方法で、既存の公開教材を有効に活用することができる。
- ③導入時期は、平成21年度～とする。

3. 必要性又は期待できる効果

- ①教育におけるICT活用により、子供たちへの教育効果が向上するとの報告がなされている。
- ②パソコンを活用して教材等が作成できれば、他の教職員も教材を共有して活用することができるので、教育の質を向上させることができる。

3.3 学校における備品台帳の電子化

1. システムの概要

備品台帳の電子化を進める。

2. 方針

- ①備品管理台帳を表計算ソフト等で管理できるように整備する。
- ②備品管理台帳は、学校間で共有管理し貸借管理ができるようにする。
- ③実施時期は、平成 22 年度とする。

3. 必要性又は期待できる効果

備品が学校間で共通管理できると、備品の貸し借りができるので、有効利用でき、備品数を減らすこともできる。

3.4 メールマガジンの構築

1. システムの概要

事前に登録した保護者等のパソコン又は携帯電話への情報を配信するシステムを構築する。

2. 方針

- ①保護者などの関係者のパソコン又は携帯電話へ学校の連絡や不審者情報などの情報を配信できるシステムを構築する。
- ②実施時期は、平成 22 年度とする。

3. 必要性又は期待できる効果

- ①保護者などの関係者のパソコン又は携帯電話に情報が配信できるので、必要な情報を直ちにかつ確実に配信することができる。
- ②保護者がどこにいても、情報を受け取ることができる。